

# 建設発生土の民間受入地の公募要領

## (目的)

**第1条** この要領は、「三重県建設副産物処理基準」に基づき、三重県県土整備部が発注する公共工事の建設発生土（以下「建設発生土」という。）を民間建設工事へ流用又は民有地に処分するにあたって、その受入地を公募する場合の手続き等を定め、建設工事の円滑な施工の確保などを図ることを目的とする。

## (適用)

**第2条** この要領は、建設発生土を民間建設工事へ流用、又は民有地に処分するにあたって、公共工事の発注機関の長（以下「所長等」という。）が、その受入地を公募する場合に適用する。

## (申請者の要件)

**第3条** 申請者は、次の各号に定める要件を満たしていること。

- (1) 建設発生土を受け入れができる土地を所有している者、又は土地を所有している者から受け入れについて同意を得ている使用者。
- (2) 別表1の項目のいずれにも該当しない者。

## (受入地の条件)

**第4条** 受入地は次の各号に定める条件を満たしていること。

- (1) 建設発生土の受け入れまでに、建設発生土の受け入れに伴い必要となる関係法令等の手続きが完了している、又は完了する見込みがある土地であること。
- (2) 申請者自らが所有している又は所有者が受け入れについて同意した土地であること。
- (3) 別表1の項目のいずれにも該当しない者の所有する土地であること。
- (4) 廃棄物が不法に投棄されていない土地であること。
- (5) その他、所長等が定める条件を満たす土地であること。

## (受入地の公募・登録)

**第5条** 所長等は、建設発生土を処理するための民間受入地（以下「受入地」という。）をホームページ、その他の方法で公募する。

- 2 所長等は、「建設発生土受入地登録申請書（様式-1）」により、登録申請があった受入地を審査し、「建設発生土受入地台帳（様式-11）」（以下「台帳」という。）に登録する。
- 3 所長等は、審査の結果、登録申請のあった受入地を台帳に登録した場合は、登録有効期間を定めて、申請者に対して「建設発生土受入地登録通知書（様式-2）」により通知し、登録しない場合は「建設発生土受入地登録不採用通知書（様式-3）」により通知する。

- 4 所長等は、台帳に登録された受入地の申請者（以下「登録申請者」という。）から受入地登録の継続又は受入地の登録内容を変更するため、「建設発生土受入地登録〔継続・変更〕申請書（様式－4）」が提出された場合は、内容を審査のうえ、受入地登録の継続（有効期間の延長）又は受入地登録内容の変更を行う。
- 5 所長等は、受入地登録の継続（有効期間の延長）又は登録内容の変更を行った場合は、登録申請者に対して「建設発生土受入地登録〔継続・変更〕通知書（様式－5）」により通知する。
- 6 所長等は、登録した受入地が要件等を満たさないことが判明した場合や対象工事の完了等により建設発生土の搬入ができなくなった場合は、登録申請者に対して「建設発生土受入地登録取消通知書（様式－6）」により通知する。
- 7 所長等は、登録申請者から「建設発生土受入地登録削除申請書（様式－7）」が提出された場合は、登録を削除する。
- 8 所長等は、建設発生土受入地登録削除申請のあった受入地の登録を削除した場合は、登録申請者に対して「建設発生土受入地登録削除通知書（様式－8）」により通知する。

#### （建設発生土を搬入する受入地の決定）

**第6条** 所長等は、台帳に登録された受入地から建設発生土を搬入する受入地を決定する。建設発生土を搬入する受入地の決定にあたっては、工事毎に受入地までの運搬費用、受入条件、その他を考慮する。

- 2 所長等は、建設発生土を搬入する受入地の決定に際し、現地調査を行うとともに、登録申請者に対して現地立会を求める。
- 3 所長等は、建設発生土を搬入する受入地を決定した後、速やかに登録申請者に建設発生土の搬入予定期間、予定数量を記載した「受け渡し通知書（様式－9）」により通知する。

#### （建設発生土の搬入）

**第7条** 所長等は、建設発生土を受入地へ搬入する際には、搬入した土量が検収できるように管理する。

- 2 所長等は、受入地において廃棄物の不法投棄が確認された場合は、建設発生土の搬入を中止し、関係機関と連携する。

#### （受け渡しの完了）

**第8条** 建設発生土の搬入が完了した場合、所長等は登録申請者に対して、「受け渡し完了通知書（様式－10）」により通知する。

#### （雑則）

**第9条** この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### （付則）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(付則)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別表1（第3条（2）、第4条（3）関係）

(1) 自己又は自己の役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）である者
(2) 暴力団又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
(3) 自己、自社又は第三者の不正の利益等を図る目的、若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
(4) 暴力団又は暴力団員に資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
(5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
(6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者